

第16回 甲賀市自治基本条例策定委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成26年9月9日（火） 14時～16時40分

【場 所】 サントピア水口（共同福祉施設）教養文化室

○出席者

策定委員：13名（委員総数14名）

小林委員、村上委員、山川委員、安達委員、黄瀬委員、奥野委員、大原委員、田村委員、橋本委員、増山委員、田中委員、三浦委員、馬場委員

庁内作業チーム：13名（委員総数22人）

柚口委員、奥山委員、橋本委員、藤村委員、谷委員、太田委員、林委員、松井委員、田原委員、澤田委員、呉竹委員、中島委員、清水委員

オブザーバー参加：あいこうか市民活動・ボランティアセンター コーディネーター 大平、宮治

事務局：平尾、幡野、吉川、築島

傍聴者：5名

○次 第

1. 開会（市民憲章唱和）
2. 第15回会議録の確認について
3. 骨子素案の原案について
4. 意見交換
5. 今後のスケジュール
6. その他
7. 閉会

■ 1 開 会

○事務局

これより第16回甲賀市自治基本条例策定委員会を開会させていただきます。

はじめにあたりまして、甲賀市市民憲章のご唱和をお願いいたします。ご起立をお願いいたします。

（市民憲章唱和）

○事務局

ありがとうございました。ご着席ください。

本日の会議にご欠席の連絡をいただいている委員さんのお名前を申し上げます。市民委員といたしまして、寺田委員がご欠席という連絡をいただいております。また、庁内委員といたしまして、第1部会は今井委員、西村委員、藤田委員が欠席でございます。第2部会は徳田委員、田嶋委員が欠席でございます。第3部会は廣岡委員、古

谷委員、森島委員、中尾委員から」欠席の報告がありました。

それでは、委員長に議事を進行していただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

改めまして、皆さん、こんにちは。9月になりました。実りの秋ということで、各地で稲刈りが始まっております。われわれの自治基本条例策定委員会もそろそろ実りの秋を迎える時期となってまいりました。

今まで皆さんにさんざん議論いただいて、こういうことを条例に入れていこうということではいろいろなアイデアを出していただきました。それを受けて8月末、9月頭の暑い中、作業委員会で、皆様のお手元にお配りいただいているような形で骨子の素案をつくっていただきました。これを受けて今日は皆さんに、ちょっとここは違うのではないかと、もう少しこの表現はいじれないだろうかという手直しを少ししていただきまして、この委員会としてのたたき台を決めるということになります。

委員会としては、たたき台ができて、そこで終わりではありません。かねてから計画しておりますように、それを今度は広く市民の皆さんにお示しして、委員会としてはこういうふうを考えてみたけれども、皆さんはどんなお考えをお持ちですかと、できるだけ多くの市民の方のご意見をうかがって、それを受けて最終的にこの年末ぐらいに市長さんに提言をお出ししていくという形になります。今まで長い時間をかけて議論してまいりましたけれど、そういう意味ではこの年末ぐらいが、われわれが市長さんに提言をお示しするゴールということになります。

そのあと、われわれの提言を受けて今度は市で最終調整をしていただいて、もう一度パブリックコメントという形で、市として固めた案を市民の皆さんに示して意見を聞いたうえで、議会にお諮りしていくということになります。ですから、われわれが提言を出したら、それがそのままノーチェックでいくということではなくて、市役所のなかでももう一度チェックしていただき、市民の皆さんにもパブリックコメントという形でチェックしていただき、そして市民の代表である議会の皆さんにもチェックしていただいて、それでいよいよオーケーだよということになると、甲賀市の自治基本条例ができあがっていくということになるわけです。

ですから、このあとまだまだ多くの皆さんの目を通していただくわけですが、市民の皆さんに、こんなことでどうでしょうか、ご意見を聴かせてくださいというふうにもっていくためのたたき台として、今日はこの素案を議論いただくということでございます。

前回皆さんにお配りした、各部会から出していただいた意見をそのまま寄せたものと、今日出てきている骨子素案は、だいぶ順番も変わっていますし、中身も変わったところがあります。「部会案で出ていたあれはどこへ行ったのだろうか」ということもあるかもしれません。そのへんについては、のちのちの議論のなかで、これはや

はり入れておいてほしいということで復活折衝みたいなこともあるかもしれませんが、部会で出した考え方と違ってきているということがあれば、そのへんの調整も必要かと思いますが、そんなことで、われわれとしてもよりよい案を市民の皆さんにお示しできるように、今日もしっかり議論をしていただければと思っております。

最初の挨拶が長くなってしまいましたが、今日も一日よろしくお願いいたします。

■ 2 第15回会議録の確認について

○委員長

それでは、次第に従いまして2項目の「第15回会議録の確認について」でございます。あらかじめ委員の皆さんにはお手元に会議録を送付いただいているかと思えます。今のところ2カ所修正のご意見をいただいています。1つ目は、5ページの中段の委員長の発言の6行目です。5行目から読みますと、「実際に住民投票をもし実施場合に」と書いてありますが、「実施__場合に」では意味が通りにくいので、「実施する場合に」と訂正していただきたいと思えます。

もう1点は、42ページです。前はかなりたくさん議論いただいたので相当分厚い会議録になっていますが、42ページの下の方の委員のご発言で、「第1部会でこの部分に関わったのですが、鈴鹿市の条例は『参加することができます』という表現になっていますので、両方を並列する形で、参加できる年齢も」と書いてありますが、ここをご発言された委員から、『参加できる』を『参画できる』に直してほしい」というお話をいただいておりますので、ここも修正をお願いします。

今のところ事前に皆さんからいただいているのはこの2カ所ですが、ほかに、これも直してほしいというのがあればうかがいたいと思えますが、いかがでしょうか。

○委員

15ページの委員の発言で、「子どものことはわかりましたけれど、外国人に対してはどうなのですか」と書いてある、その上の文章の下から7行目に「例えばテーマが学校創立とか、そういうので住民投票はあまりないのですけれども」とありますが、「創立」ではなくて「存続」に訂正をお願いしたいと思えます。

○委員長

今後、人口減少社会のなかで学校の統廃合が各地で問題になっていますので、「学校創立」ではなくて「学校存続」と直していただきたいということです。ほかはいかがですか。よろしいですか。

— 同意 —

○委員長

では、会議録は今いただきました3点の修正を施したうえで確定ということにした

と思います。ありがとうございました。

■ 3 骨子素案の原案について

○委員長

それでは、いよいよ本日の本丸です。「骨子素案の原案について」ということで、議論をしてまいりたいと思います。

お手元に「骨子素案の体系図」があって、その続きとして骨子素案の原案がございますので、まず、体系図をご覧いただきたいと思います。前回の会議では、各部会から意見を出していただいた部会案を、0番の「前文」から25番の「市政の運営」まで検討をしました。そして「市民」という言葉の定義ということで、市民という言葉については皆さんで議論をして、ここまでが市民の範囲だということをどのように分けていくかということで場合分けをして概念図みたいなものをつくって皆さんで共有したわけです。

そういった形で前回は議論をして、部会からの意見を一つ一ついただいたわけですが、この体系図を見ていただくとわかりますように、部会からいただいた意見は基本的には全部どこかに反映されていると思うのですが、順番がバラバラになっています。

例えば4番「甲賀市らしさ」と5番「地域愛」は前文のなかに落とし込もうということになっています。「条例の目的・理念」は2つに分けて、甲賀市としてはどんなまちづくりをしていくのかという基本理念と、この条例自体をつくる目的と、2つのことに分けて記そうということになっています。例えば21番「市民の役割と責務・権利」は、市民の権利と、役割・責務は分けようということになっておりまして、骨子素案の体系図の真ん中の段を見ていただきますと、新しいバージョンのタイトルがありますが、大きく2つに分かれています。「まちづくりの基本原則」にある「市民の権利」と、「各主体の役割・責務」ということで「市民の役割・責務」と、2つに分けられています。このように、部会からいただいた意見は切ったり貼ったりして全体の位置関係が変わっていますので、そのことをまずご確認いただきたいと思います。

ですから、この体系図を見ていただいて、「俺たちが出したあの意見はどこへいったのか」と思われたら、自分たちが部会で出した意見はどこにあったかというのを右肩のインデックスで探して、「俺たちが部会で出したのは確かこの〇〇番だったな。その〇〇番は新しい素案のどこにいったのだろう」と逆引きで見ていただくと、「あっ、そこに入っているのか」とか、「こういう入れ方では十分ではないぞ」と思われるか、そんなことを見ていただきたいということです。

そういう形でだいぶ順序は変わりましたが、中身は皆さんからこれまで出ていた意見を踏まえて作業委員会で作業をしていただいたということでありまして。実は作業委員会は2回開きました。1回目は、限られた時間でありまして全部のところを見ることができず、「各主体の役割と責務」のところぐらいしか十分に議論ができなくて、これでは何時間あっても終わらないということになりましたので、1回目の作業

委員会が終わったときに、作業委員会の議論をするためのたたき台も必要だろうということで一旦私のほうでお預かりをしまして、私と事務局が相談をして、たたき台のたたき台というのでしょうか、それをつくったうえで2回目の作業委員会にお諮りをしました。

残念ながら、2回目の作業委員会のときに、私、身内の不幸がありましてその会に出ておりませんので、実際にどういう議論を経て最終的に今日ここに出ている素案になったかということは私もわかっていない部分がありますので、作業委員会のなかで特に議論があったところや、ここは逆に皆さんに議論をしていただきたいというところにつきましては、作業委員会のメンバーでもありました副委員長から補足説明をしていただきます。

○委員

本日はご苦勞様でございます。今、委員長からご報告がありましたように、作業委員会は2回開きましたが、作業内容が膨大ですから、2回目も午後2時から夜の9時半まで7時間半ノンストップで休憩なし飯ぬきでやっていただきました。誰も休憩を取るとか腹が減ったとおっしゃらなかったのも、気がついたら夜の9時半になっていました。それでもまだ十分とはいえないものを本日皆様方にお出ししているということ、まず冒頭にお断りさせていただきたいと思えます。

そのうえで5点ほどお願いしたいことがございます。1つは、今お配りさせていただいた条文は「です・ます」調になっております。これにつきましては、作業委員会で最終的に決めるというお話をいただきましたけれども、「である」という言い切り調の常体にするのか、「です・ます」という敬体にするのかという、条文としての最終的な締めくくりの部分ですが、これは作業委員会では、全体会の最終的な皆さんのご意見、あるいは全体会の決議を踏まえて条文修正をするということで、とりあえず原案ができるまでは「です・ます」調の条文で進もうということにさせていただいております。

2点目は、句読点ですが、文章の途中の「、」とか文章の最後の「。」については今の時点では十分チェックができておりません。あくまでも条文の内容を主力的に精査いたしました関係上、「、」がずれているところが何箇所かあるかと思えますので、ご指摘をいただければと思います。

3点目は、第1部会から第3部会でまとめていただいた条文は前後の関連性に関係なく作成していただきましたので、作業委員会では、重複しているもの、関連として一つにまとめられるもの、補足を必要とするものなどを調整させていただきました。

4点目は、この条文の作成にあたりましては、全体会での委員さんのご意見を尊重しつつ条例としての整合性が整えられるかどうかという検討をしながら、本日下案として皆様方に配布させていただいた内容になっておりますので、皆様方のご意見を無視したということがないようにしたつもりですが、まだまだ活字が見えないというご

意見があればご指摘いただければと思います。

最後に5点目ですが、条文の特出しについては、前回の全体会で、「地域愛」「高齢者」「子ども」「障がい者」を特出しするという結論をいただきましたが、この点につきまして作業委員会において、内容を皆様方にご検討いただくためにもう一度戻らせていただいで、特出しでいいのかどうか、あるいはこの素案の形でいいのかどうか再吟味をお願いしたいということで、もう一度ボールを全体会のほうへ投げさせていただくという形でつくっております。

1つは、「地域愛」については、特出しに代わるものとして、前文で地域愛を謳うという手法をとりました。2番目の「障がい児・障がい者の権利」の部分は、素案の8ページの(6)「市民の権利」のなかで、弱者という視点は大事ですが、市民の一員というほうに主力的な意味合いをもって、市民の一員として権利を謳うという手法をとりました。

3番目の「高齢者」についても8ページの「市民の権利」で謳っております。ますます少子高齢化が加速するなかにあって、高齢者を以前のような弱者の視点で捉えていいのかどうかというところで論議がありました。これから先、あるときはリーダーシップを発揮していただき、あるときは先輩として指導する立場になっていただく、社会を共に支える協働の一員としての認識が必要なのではないかということから、「市民の権利」の項目2の部分で、「誰もが等しく個人として尊厳と権利が尊重され」と、あえて「高齢者」というふうには謳わず、こういう形にいたしました。

この手法でいいということになるのか、やはり特出ししろということになるのか、皆様方の率直なご意見をいただきたいと思います。その人たちを平等に扱うということも大事ですし、弱い部分については当然あたたかく保護していかなければいけない。その弱い部分をどこかでカバーしていくという手法をとったつもりです。あえて、その人たちが全部弱いのだという意味に映るような手法ではなく、市民の一員という形でこういう手法をとらせていただきました。再度、本日ご検討いただいでご意見をいただきたいと思いますということで、逆提案をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員長

ありがとうございます。素案の原案について、「です・ます」調でいいのかどうか、句読点のチェック、全体の順序立てとしてはこういう章立てでいいだろうか、皆さんの意見はできるだけ尊重したつもりだけれども、ご自分の意見で「これは」というところが入ってないぞというのがないかどうか、そして「地域愛」「障がい児・障がい者」「高齢者」といった特出しについてはこんな形の処理をさせていただいているけれど、これでいいだろうか、そこは特に皆さんのご意見をうかがいたいというご説明でありました。

■ 4 意見交換

○委員長

まず、「です・ます」調でいいのかどうかは、「市民の声を聴く会」も経て、いろいろなご意見もうかがってからも直せる部分だと思います。あるいは句読点のチェックは、ここはちょっとおかしいのではないかとお気づきのところはあとでご意見を寄せていただければ、まだ時間はあると思います。

いちばん大きいところは、「地域愛」「障がい児・障がい者」「高齢者」の扱いです。「地域愛」は前文のなかに入ってきたということですし、「障がい児・障がい者」と「高齢者」は「市民の権利」のところに入ってきたという話でありましたが、こんな形でいいだろうかというところについてまずご意見をいただきたいと思います。

○委員

特出しの関係につきましては、私ども第1部会では、前回の全体会議のなかで皆さん方のご協議のうえで特出しということでご承認いただいたのですが、作業委員会のほうで、前文のなかとか「市民の権利」のなかに入れるのだということでございます。これでも別にいいかなとは思いますが、市民の方々ができあがった基本条例を読んだときに、特出しのほうの方がわかりやすいのかなと思います。前文のなかにありますよとか、「市民の権利」のなかにありますよという形でも結構ですが、よりわかりやすいという意味でいけば特出しのほうがいいのではと思います。

もう1点は、いわゆる「生まれてよかった、生きてよかった、住んでよかった」という甲賀市の目指す形があるのですけれど、そのなかで「福祉のまちづくり」というのが当然大きな柱になってくるかと思えます。この素案には「福祉」という文言がわりに出てこないのです。できれば素案の3ページの「目指すまちの姿」のなかにも、「それぞれの個性や能力を尊重できる差別のないまち」の次に「健康福祉のまちづくり」的なものを入れていただけたらと思います。今までの会議のなかでは地域福祉の話も出ていましたし、福祉の問題は重要な問題でございますので、できれば目に見える形で「福祉」という字句を入れてもらえたらと思います。よろしくお願いします。

○委員長

今、2つのことをおっしゃっていただきました。「地域愛」「高齢者」「障がい児・障がい者」は特出しをしたほうがわかりやすいのではないかというご意見と、福祉ということに関しては、「目指すまちの姿」のところに「福祉のまちづくり」といったことも見える形に入ったほうがいいのではないかというご意見でした。「目指すまちの姿」の第3項の「市民が共に生き、お互いに支えあって安心して暮らすことができる」というのは、福祉の理念そのもののようにも思えるのですが、そういった書き方ではなくて、「福祉」という文言自体がほしいということですね。

○委員

そうです。

○委員長

「目指すまちの姿」には皆さんの思いもいろいろあろうかと思しますので、先に「目指すまちの姿」の検討に入りましょうか。部会さんの意見のなかに、「住みよいまちづくり」とか「みんなが尊重されるまちづくり」とか、それぞれ「まちづくり」という言葉が出てくるところに修飾語がたくさんあったのですが、それがいろいろなところに飛び飛びにあるとややこしいので、「目指すまちの姿」のところに集約して、われわれみんなが思っている甲賀市のまちの姿はこういうものだよということを謳っていこうという形で整理をし直したわけですが、そのプロセスのなかで、もしかすると、「ここはこだわっていたのに直された」というのがあるかもしれないので、皆さんのほうから意見をいただきたいのです。

先ほど、「福祉」という文言が落ちているので、これは入れてほしいというご意見がありました。ほかはどうでしょうか。「目指すまちの姿」のなかに、どういうまちを目指していくのだというところのエッセンスが落とし込まれているつもりですが、足りないよというのがあったらご意見をいただきたいと思います。

○委員

作業委員会で、「地域愛」「高齢者」「障がい者」は特出しにしないと決めてもらったのですが、結論からいいますと、作業委員会で決めていただいたように特出しをしないほうがよいと思います。福祉は確かにそうなのですが、福祉という部分だけを特出しにしていくと、教育とかいろいろな部分があるということ。それに今のこの文面はそういったものをすべて包含されたという形の表現になっていますから、私はこの表現で福祉もすべて入っているという観点から、特出しはしないほうがよいと思います。

○委員

「目指すまちの姿」の第3項に書かれているのは福祉のことですけれども、このなかに「福祉」という文言を入れていただけたらなということで発言させていただきましたので、なにも「福祉」を特出しするというわけではないわけです。

○委員長

「目指すまちの姿」の第3項を、例えば「市民が共に生き、お互いに支えあって安心して暮らすことができる福祉の行き届いたまち」とか、そんな形に直せばご納得いただけるのではないのでしょうか。「福祉」という項目を新たに起こすわけではないけれども、「お互いに支えあって安心して暮らすことができる」というところに「福祉」

という文言を挿入して、「市民が共に生き、お互いに支えあって安心して暮らすことができる、福祉の行き届いた住みよいまち」とか、そんな形にしたら、「福祉」という言葉も入ってうれしいなということですが、それでも反対という方はおられますか。

ここから先の議論は、とりあえずの案をつくっていかないことには市民の皆さんにもお諮りできないので、こういうふうに直してほしいという修正意見がほしいのです。これが何となく気に入らんといわれても、ではどうすればいいのか、どう直したらほかのみんなも納得してくれるのかというところがないと調整していきづらいので、今のご意見を踏まえて、こんな形で修正してはどうでしょうかというご提案をしているのですけれど、そういう修正は加えてもいいのか、それともその修正はいらないと思うのか、ご意見をいただければと思います。

○委員

異議ありません。

○委員長

ほかの皆さんも、それぐらいの追加をするのだったら特段問題なかろうという感じでよろしいでしょうか。

— 同意 —

○委員長

では、「目指すまちの姿」の第3項は「市民が共に生き、お互いに支えあって安心して暮らすことができる、福祉の行き届いた住みよいまち」としたいと思います。

そんな形で、なかなか上手に修正案が出てこない場合はそれらしきことを発言していただいたら、私のほうで「こんなのでどうでしょう」というふうに受け止めながらお話を進めていきたいと思います。

特出しについては、「高齢者」「障がい児・障がい者」「地域愛」は、やはり特出しがいいというご意見もありましたが、その場合はどう入れていけばいいでしょうか。

○委員

「高齢者」「障がい児・障がい者」をなぜ特出しにせずに「市民の権利」のなかに入れたかということ、「市民の権利」というのは、持っている権限ということではなしに、弱い方たちを守る権利を持っているということなのです。障がい児・障がい者の方が日常の生活のなかで市民と一緒に暮らしていける社会をつくるための義務を、ここで市民の権利という形で負わせたわけです。だから特出しをすると、逆に障がい児・障がい者の方に対するということになるのですけれど、市民がこの人たちにどう向かい合わなければならないかということをご議論しているので、手法的に、特出

しの部分と「市民の権利」のなかに包括しているというのは論点が違ってきます。あくまでも市民はそういう義務を負うということで、実はこれが特出しなのです。だからそこで特出しになっているという形で作業委員会としては設けさせていただいたのですが、そのへんをご議論いただきたいと思います。

○委員長

ということで今特に見ていただきたいのは、素案原案の8ページの(6)「市民の権利」の第2項はこの感じでいいかどうかということです。

○委員

第1部会ではいろいろ論議して特出しということになったのですが、個人としても特出しをしていただきたいと思います。なぜ特出しが必要かという、一目瞭然、見ていただけるということです。「市民の権利」のところは、副委員長がおっしゃったとおり配慮していただいて第2項はよくわかるのですけれども、特出しをしていただいたほうが伝わりやすいのかなという思いもございます。

これはどうなるかわからないので1つの意見としてということですが、基本的にはわかっていたとしても、障害ということに対しては皆さんわかりづらいところもありますので、条例にするときにはどういうふうにしたらいいのかというのはすごく難しいと思いますけれども、甲賀市は福祉のまちというところで皆さんがんばってやられていますので、甲賀市の特色ある条例ということになると特出しをしても意味があるのかなと思います。

○委員長

今、「障がい児・障がい者」については特出しをしてほしいというご意見をいただきましたが、その一方で、今日皆さんのお手元に配っていただいた委員のご意見は、かなり細かいところまでしっかりチェックをいただいているリストになっていますが、こちらを拝見すると、「障がいの有無にかかわらず」はむしろ削除してもいいのではないかというご意見であります。そこに関してご説明いただいてもよろしいですか。

○委員

「障がいの有無にかかわらず」を削除したのは、作業委員会での意見を受けているところもあるわけですが、結局、市民の権利ということで、障がい児・障がい者の権利を市民の権利にプラスアルファして何か記述できることがあるかといわれた場合に、ないだろうということで、「市民の権利」に障がい児・障がい者も包含して記述したということです。「障がいの有無にかかわらず、誰もが等しく個人として」というのは、意味的に同じことをいっていることになりますので、あえて繰り返す必要は

ないのかなということでもあります。以上です。

○委員長

条文上の文言としては、「誰もが等しく個人として」と書いていけば、その「誰も」のなかには障がい児・障がい者も当然含まれているわけだから同じことを二回繰り返す必要はないのではないかというご意見でした。一方で、「誰も」のなかに含まれてはいるけれども、含まれているのだよということを目に見える形で出してあるほうが一般の市民にとってはわかりやすいのではないかというご意見もいただきました。

先ほど高齢者といった年齢の問題もそこで等しく尊重されるということから特出しであったほうがいいのだというご意見もありましたが、逆に、そういうのを踏まえると、「障がいの有無にかかわらず」だけではなくて、例えば「市民及び市長は、年齢、性、障がいの有無などにかかわらず、誰もが」というふうに、「誰も」というのはどういう人なのだということを例示していくという形で書くケースもよその自治体にはあるので、そういった形で高齢者も含めて配慮するという書き方もできるのかなと思いますが、どうでしょうか。

要するに、第2項は「誰もが等しく個人として尊厳と権利が尊重される」というのが肝だと思うのですが、その「誰も」のなかに障がい児・障がい者も含まれているのだということを確認に示したいということで、この前に「障がいの有無にかかわらず」があるのが大事だというのが委員のご意見です。それに対して他の委員は、「誰も」のなかに含まれているのをもう一回出てきているのは文言としては意味がないのではないかというご意見でした。私をご提案したのは、1つだけが出てきていると文言として不整合な感じを受けるわけですが、ほかの自治体がやっているように、「障がいの有無にかかわらず」だけではなくて、「年齢とか性とか障がいの有無などにかかわらず」という形で例示をするというスタイルにしておけば、「誰も」というのがそんなに違和感なく条文としても読めるのではないかということです。そうすることによって、「障がいの有無にかかわらず」はもちろん文言として生きてくるし、高齢者についても、「年齢にかかわらず誰も等しく」ということでそこにつながってきますから、高齢者も浮かび上がってくるということで、そのあたりで調整してはどうでしょうか。

○委員

障がいのある方を特出ししないで、「市民の権利」のところ特別に書かれているというふうな印象を受けたのですが、委員長がおっしゃるように、いろいろな方がこのまちをつくっていくということ、いろいろな方が市民としていらっしゃるということを思うと、「年齢、障がいの有無、そして性等の違いにかかわらず、誰もが」という表現のほうがしっくりくると思うのです。ただ、「障がい児・障がい者」を特出しするという意見があるなかで、そのようにしてしまうと、ぼやけてしまうのではない

かという意見の方が納得していただけるのかどうか、どうなのかなと思っています。

○委員長

今のご意見を踏まえて、「市民及び市長等は、年齢、性の違い、障がいの有無などにかかわらず、誰もが等しく個人として尊厳と権利が尊重され」、前段は、誰もが尊重される、人権尊重ということをいいたいわけです。それを受けて後段で、特出しが生きるように、「障がい児・障がい者も含めた誰もが」ということで、ここから先はノーマライゼーションというか、ユニバーサルデザインというのでしょうか、そういった理念で障がい児・障がい者は特に施策的な配慮も必要だろうということ、前段では「すべてを尊重する」ということで例示的に障がいの有無とか、年齢とか性をあげておいて、後段で「障がい児・障がい者をも含めた、誰もが地域で社会生活を営んで、みな安心して暮らしていける社会を実現します」という形の文言にしたら、障がい者を特出ししている部分が入るとうれいなといっている方たちにもある程度通ずるのかなと思うのですけれども。

○委員

前段を「年齢、性の違い、障がいの有無にかかわらず」というふうに非常に広範な個人誰もがという意味でくくったら、後段でもう一度「障がい児・障がい者も含めた誰もが」といわなくても、「尊重され、地域で社会生活を営み」というふうに続けてもいいのではないのでしょうか。後半で同じことを繰り返す必要はないのではないかなと思うのです。

○委員長

前段では広範な意味での人権尊重をいって、その例示をする。後段では、とはいいながら特に施策的な対応が必要となってきたような障がい児・障がい者ということをあえて特出しでいうことで、ノーマライゼーション的なニュアンスをこの文言では訴えたいのですよということがわかるようにする。そういう仕掛けだったら、第1部会の皆さんも納得するかなというご提案だったのですけれど、ここで「障がい児・障がい者」という言葉を取ってしまうと、まったく障がい児・者の問題は表に出てこなくなるだろう。そうだとすると、むしろ逆に別のところで条項を起こして、障がい児・者についてはどうするのだということを書いていかないといけなくなるのではないかなと思うので、このへんが落とすどころかなと思って提案したのですが、なかなか落ちないですね。

○委員

「市民の権利」の第2項の「市民及び市長等は、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず」というところは、「年齢、性別、障がい等」と「等」という字を入れてもら

ったらどうでしょうか。といいますのは、いろいろな差別を受けておられる方が17項目に分けられていまして、そのなかには例えば刑を終えて出所された方とか、ハンセン病の関係のこともございますし、障がい者の方以外にそういう差別を受けておられる方が現にございます。そういった方々も含めた形のなかで、事細かに全部あげると大変ですので「障がい等」として、後段の「障がい児・障がい者」は削除して、「地域で社会生活を営み」と続けていく形ではいかがでしょうか。

○委員

後段の「障がい児・障がい者」が目玉なのです。ここをはずされたら形骸化してしまうのです。特出ししない代わりにここでポンと謳うという手法で、作業委員会の魂をここに入れさせていただいたので、これをはずされると、はしごをはずされたところではなくなってしまいますので、どうしてもここは入れていただきたいのです。

○委員長

後段の「障がい児・障がい者」という文言をはずすと、そこに特に目を当てるノーマライゼーションの理念がこの条文からダイレクトには見えてきづらくなると思うので、今後の福祉事業の展開を謳っている点からも、そこは抜かないほうがいいのではないかと思うのです。

「等」を入れる話については、おっしゃるとおりで、ほかにもいろいろ人権課題がありますから「等」は入れていただきたいと思います。

そうしますと、同じことの繰り返しではないかという異論もありますが、とりあえず部会で当初考えていただいた意見をできるだけ汲み取ろうという作業委員会の方針でいきますと、今いった形で修正を入れて、高齢者ということもちゃんと見える形にして、「障がい児・障がい者」という文言を残しておくことで、ノーマライゼーションの理念ということも見やすくしておくというような形で、一旦これを現時点での案としておいて、またこれを「市民の声を聴く会」に持っていったり、あるいは議会にかかったときには、いや、おかしいとか、これは削れという話が出てくるかもしれませんが、とりあえずここではそういう形で収めておくということにしましょうか。

— 同意 —

○委員長

それでは、そういうことにさせていただきます。
ほかにご意見をいただくところはございますか。

○委員

5ページの「条例の位置づけ」ですが、「最高規範」という部分でご意見をいただ

いているのと、それはどうかということがありましたので、条例の位置づけは「すべての仕組みや活動の基本となるものです」としております。これは何を意味するかというと、最高規範を意味するというので、こういう文言で「最高規範」という言葉に代えたということがございます。そういう趣旨で条例の位置づけをさせていただきました。

33ページの31の「条例の見直し・推進」は、作業委員会の前に、前回皆様方に部会で決めていただいたなかに、「この条例を見直すときには審議会を設けて、その審議会から市長等に答申する」という手法が書かれていたのですが、そこを「市長と執行機関に検討する場所はお任せする」という手法に変えさせていただきました。

なぜかと申しますと、この委員会は今日で16回目です。それ以外にも家で皆様方は宿題を何日も何日もしていただいているわけです。作業委員会でも検討しています。それを足すと1カ月以上も自治基本条例の協議をしていただいているわけです。仮に今度、見直しの審議会を設けて、これを見直すとなってくると、この審議会は私たちと同じだけの手間と内容で吟味いただくという作業がひょっとしたらある可能性が高いということです。したがって、どういう手法で見直したらいいのか、あるいはどういう方法の段取りがいいのかは私たちがここで確定をせず、条例ができたあとで執行機関が、内容について、あるいは議員さんの意見等も踏まえながら、それはどういう機関でやるということを決めていただくのがいちばんいいのではないかとことから、義務的な部分はずさせていただきます、委任するという形の手法に変えさせていただきました。

○委員長

今、補足説明をいただきましたので、この部分も含めて皆さんからご意見をいただきたいと思えます。

「条例の位置づけ」については、絶対にこれは最高規範と位置づけてもらわなくてはいけないのだというご意見から、逆の、最高規範というのは断固阻止だというご意見までいただいておりますなかで、ここがぎりぎり皆さんが納得できるラインだろうというところで、作業委員会で骨身を削って落としどころを考えていただいておりますので、できればそこでご納得いただけるとありがたいと思えます。

「条例の見直し・推進」については、これまであまり議論がなかったところですが、条例推進審議会的なものを設けるかどうかということをも明記しないという大幅な変更がありましたので、そこは少し見ていただきたいところがあるわけですが、ご意見があればいただきたいと思えます。

○委員

「最高規範」という表現の代わりに「すべての仕組みや活動の基本」と、説明してもらえばわからなくもないですが、わかりづらい表現です。作業委員会で検討された

内容もお聞きしたいのですけれど、「すべての仕組み」というのはどういう範疇を理解してこの表現にされたのかということと、なぜ「最高規範」という表現がだめなのかという、作業委員会で議論されたその理由、その2つをお聞きしたいと思います。

○委員

答えになるかどうかわかりませんが、「すべて」というのはまちづくりのすべてです。この条例の位置づけはあくまでもまちづくりのための基本条例ですので、この「すべて」はまちづくりということになります。

「最高規範」という部分ですが、甲賀市にはこの自治基本条例以外に今までずっと条例がたくさんあるわけです。それはまちづくりに関するもの、行政に関するもの、それぞれ内容は違うと思うのですけれど、ここで「最高規範」という言葉を使うと、その序列をつくるという形になってしまう可能性があります。条例というのは等しく平等で、市民が守り、あるいは補助したり、あるいは義務を課したり、そういう部分であって、条例は平等でなければならないものが、条例によっては、これは上だけれど、これは下だというような序列をつくってしまう可能性がある。そういう意味から、「基本」ということは原点ということですので、上でもなければ下でもないという意味合いから、条例の平等性に禍根を残さないために、「基本」という言葉をもって「最高規範」を意味する語句に代えさせていただいたということでございます。

○委員

条例は平等であって上下はないということを説明されましたが、自治基本条例は、自治体としては一般条例や総合計画といった計画策定の指針となるものです。また、住民や市民の権利や義務、議会や執行関係等の組織運営についての基準を定めるものです。また、既存の条例は自治基本条例と整合性がなければ改訂していかないとだめですし、新たにつくる条例は自治基本条例に整合してなければだめだということからいえば、自治基本条例はいわゆる条例を縛る条例なのです。そうなってくると、ほかの条例よりも自治基本条例はいちばん上と言えます。

○委員長

上下の関係があるか、ないかというところは微妙なところですね。この条例で規定する内容はかなり中心的な事柄が多いので、いちばん大事なところを決めているという意味ではいちばん尊い条例ではないかというふうにもできなくはない。ただ、条例という法形式上は、あくまでもどの条例もみな同じでしょうというふうにもいえるわけです。そこを、どっちだというふうにバチッと切ってしまうと、いろいろとご意見の対立もあるので、このへんで納得をしていただけるといいのかなと思いますが。

○委員

この自治基本条例は骨格の部分を決めるわけですから、この条例を実効性あるものにするために個々の条例を定めていかないといけないという面から考えても、上下関係なくして平等とはいえず、上にある条例だというふうに解釈します。

「最高規範」という言葉がなければ皆さん納得していただけるのでしたら、別に私一人だけ反対するわけにはいきませんから、それで結構ですけど、「すべての仕組みや活動の基本」という文言では弱いので、「最高規範」の表現に準ずるような別の言い方はないものかと思って、今考えているのですが、思いつきませんので、あれば出してもらったら結構かと思います。

○委員長

今、「最高規範」という言葉を使わないのであれば、それに準ずるようないい表現があれば出してほしいというご意見がありましたので、最終的にこれが議会を通過して条例が出来上がるまでにはまだ間がありますので、場合によってはパブリックコメントの段階で皆さんから、「そういえば、こういう言い方をすれば解決するじゃないか」といういい言葉を思いついたら、そのときに出していただければと思います。現時点ではこういう形で、条例の序列はつけないということにしまして、そこを非常に強く主張される意見がこれまでの会議でありましたので、そのへんを落とすところとさせていただけたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員

私はこれくらいでいいのかなと思います。この素人の集団が短期間でつくったものをずっと守りなさいといって縛るのは、縛られる者にとってはたまったものではないと思うので、これを理想とするぐらいの感じでいかないといけないと思っていますので、これくらいでいいかなと思います。

○委員長

意見のいちばん対立しているお二人からこのことに関してそれぞれご意見をいただきましたので、このあたりでとりあえず収めるということにさせていただければと思います。

— 同意 —

○委員長

もう1つ、33ページの「条例の見直し・推進」ですが、部会からいただいた案では、条例推進審議会といったものをつくって、その審議会での条例の見直し検討をしていただくというアイデアだったわけですが、そういった手法についてはここでは

特に規定しないと。こういった手法で審議会をつくるか、つくらないかということも含めて、これは市長さんにお任せしようじゃないか、こういうふうな形で大きく案を修正したところについてはご意見いかがでしょうか。

○委員

「市長等」とありますけれども、これはこういった範囲を指しているものなのか、教えていただけませんかでしょうか。

○委員長

6 ページを開いていただきますと、「言葉の定義」ということで、素案原案では5つの言葉について定義を試みようということでご提案いただいております。「市民」については、これまでさんざん議論いただいたところを踏まえた定義になっていますが、3番目の「市長等」は、「市長及び法律の定めるところにより設けている委員会または委員のほか、その補助機関を含めます」、わかりにくい表現です。「市長及び法律の定めるところにより設けている委員会」というのは、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、そういったものを指します。「または委員」というのは、監査委員というものは、委員会ではなくて監査委員が担当ですから、これは監査委員を指しているところとご理解いただければいいと思います。「その補助機関を含めます」、この補助機関というものは、副市長とか会計管理者とか、あるいは今日も何人も来ていただいておりますが市の職員の方々とか、これが補助機関になります。つまり一般的な用語でいうところの「行政」とか「役所」とかそんな人々のことを指しているところとご理解いただければいいのですが、「市長等」の言葉の定義で、「いわゆる役所ですわ」とは書けないので、こういうような書き方になっているというふうにご理解いただきたいと思います。

今、定義のところを開いていただいているので申し上げますけれど、その下の「まちづくり」は、先ほどもいろいろとご意見がありましたが、人権尊重、健康福祉のまちづくりとか、住みよい住み続けられるまちづくりとか、いろいろなまちづくりを皆さんおっしゃっていただいた。それを毎回、毎回出てくる場所によってまちづくりの中身が違っていると困るので、「まちづくり」というのは、「3に掲げる」ではなくて「2に掲げる」ですね。「2に掲げる目指すまちの姿を実現するために行われるすべての活動をまちづくりといたします」。つまり皆さんがお互いの理解を深めるとか、人権を尊重するとか、歴史や文化を理解するとか、地域を愛するとか、福祉とか、そういった活動が全部まちづくりになるということで、そこを指していますよという定義に変えております。「(3)」ではなくて「(2)」ですので、ここは大きく違いますので修正をお願いします。

そのうえでもう一度、「条例の見直し・推進」のところはどうでしょうか。

○委員

新たに制定する条例については、自治基本条例と整合性を図りながら制定したらいい

いのですが、問題は、現在ある条例をこの自治基本条例に整合しているかどうかのチェックです。整合していなければ、改訂とか改正していくということですから、市長がどう判断されるのか、あるいは期限を切って3年以内とか、だらだらといくのか、そのへんはちょっとわかりませんが、通常は改訂の推進委員会みたいなものを設けて検討するのですが、そこは難しいですね。「市長等」というと、執行機関も入るわけですね。改訂の推進審議会みたいなものを設けたほうが改訂作業が進むのではないかと思いますけれども。

○委員長

もちろん推進審議会的なものがあったほうがいいのではないかというご意見も多くあると思うのです。部会案もそういうふうになっていました。ただ、そこまで手法を縛ると、審議会を設けたときの負担もあるだろうし、実効性がある審議会がはたしてつくれるのだろうかという懸念もあるだろうし、そこまでこの条例で規定をするのではなくて市長等に委ねようではないかというのが、作業委員会のお考えです。

○委員

条例の見直しというのは、自治基本条例が制定されて甲賀市のまちづくりがどのように変化したかということで見直しがたぶん出てくると思うのですが、誰が見直しを指摘するのか、そこが重要だと思うのです。はたして市民がそこまで、自治基本条例を策定して甲賀市が変化したと思われるか。そう思っていたら、基本条例を制定したわれわれにとってはうれしいし、これは最高の規範となるべきだけど、そこが問題になると思います。

「市長等に委ねる」ということは、市長は何も知りませんよね。ただ、この文言だけわかっておられて、本当のこの条例の基礎的なものがわかってないなかで、例えば学識経験者をまた呼んでというふうになると、どんなものかなと思います。学識経験者として委員長は当然呼ばれるだろうし、副委員長も当然呼ばれるだろうし、他の委員も呼ばれるだろうし、それはそれとして、いるのではないのでしょうか。ただ、市民がこの条例が制定された場合にどのように甲賀市のまちづくりが変化したか気づいてくれるかどうか、そこが問題だと思います。要は、委ねるということはそれでいいのではないかなと思います。

○委員長

この条例ができますと市民の皆さんは、市民の役割として、あるいは責務として、まちづくりのために自ら考え、積極的に行動していただくことになるわけですから、仮に4年経っても市長等が何も見直しをしようとしていなければ、この条例づくりに関わっておられる市民の皆さんが「おかしいんじゃないか。これをちゃんと見直すべきだ」と声をあげていただく、それも1つのあり方かなと思います。そのときは委員

も一肌脱いでいただきたいと思います。

ほかはご意見どうでしょうか。では、「条例の見直し・推進」はこれでよろしいですか。

— 同意 —

○委員長

ありがとうございます。

○委員

前文ですが、「戦国時代に活躍した甲賀忍者、古くには紫香楽宮が置かれ、近世においては」と書いています。戦国時代というのは中世ですね。そこで甲賀忍者が活躍し、結局、甲賀郡中惣というのができ、連合体ができたのですが、秀吉か信長の時代に甲賀衆が滅ぼされ、それがなくなったということに歴史的にはなるので、「戦国時代」という文言より「中世」に直されるほうがいいと思います。それから「東海道の宿場町として」と書いていますね。以前に私は城下町も入れくださいと申しあげました。城下町というのは甲賀市内では水口しかないわけです。中世においては水口岡山城という素晴らしい城があって、このまちはその時代に形成されていますので、「宿場町、また城下町として」と書くと、かなり重みのある前文になると思いますが、いかがでしょうか。それと、どこかに「理想郷」という言葉を入れてほしいのです。これからのまちづくりとしての理想郷、これから素晴らしい理想郷を目指してこの条例を策定いたしましたということで、「理想郷」をどこかのところに入れていただくと、もっと締まるのではないかと。市長の想いも入るのではないかなと思います。

それから「市長等」ですが、これはちょっと見えにくいなと思います。市長が当然責任を取らなければならないと思いますが、このなかには「市の職員の役割、責務」という文言がないのです。「市長等」というのは、市長とそれに付随する人たちが入っているわけですが、そこがちょっと見えにくいかなと思います。

「安心・安全」のところでは危機管理という文言が抜けているのです。私もその場にいたのですが、「危機管理の確立」という、そういう大きな文言が抜けているのではないかなと思います。いかがでしょうか。

どこかに「規範」というのが載っていましたね。「市民は、地域社会の一員として社会的規範を守り」と書いてありますが、もう少しやわらかい言葉にできないでしょうか。「自らの言動に責任を持ちます」、当然そうなりますけれど、「規範」となるとかたいように思いますが、いかがでしょうか。

○委員長

まず説明しやすいところからいきますと、15ページの「市民の役割と責務」のと

ここで、「市民は、地域社会の一員として社会的規範を守り」と書いてあるが、「規範」というのはかたい言葉ではないか、もう少しやわらかい言葉はないのかというご意見ですが、ここは作業委員会でも悩んだところで、言いたいことは、世の中のルールとかマナーとか常識的とか社会通念とか、そういったことです。もっと具体的にいえば、例えばゴミは決められた日に分別して出しましょうとか、夜中は騒ぐなとか、お互いに思いやりを持ってとか、人に迷惑をかけるなとか、嘘をつくなとか、そういうことなのです。ただ、そういうことをどう書くかということで、いい言葉が思い浮かばなくて、とりあえず「社会的規範」という言葉を置いているのです。ほかに条文に入れるのにふさわしい言葉がもしあったら、アイデアをいただきたいのです。

○委員

「常識」ではどうですか。

○委員長

条文に入れるのに「常識」というのはどうなんだと。では常識がない人はいいのかみたいな話になって、このへんが難しかったというところです。いい言葉があったら教えてください。

11番のどこかに「危機管理」という文言がはっきり明記されるべきだというご意見ですが、これはどうでしょうか。そもそもこれは第2部会さんから出てきたものだと思うのですが。

○委員

第2部会で私が原案を担当したのですが、「危機管理」という言葉は使えなかったのです。見出しの言葉としては「危機管理」という言葉はあるのでしょうか、平の文章のなかで「危機管理」という言葉を使うと、その意味するところが包括的というか、なかなかうまく収まらないというか、そういうことでこのような文章になったということでご理解いただきたいと思います。

○委員長

「危機管理」を平の文章のなかに文言としてただ単に入れるということでもいいのであれば、例えば第3項に、「市長等は、市民と協力・連携し、災害等に対応する計画及び情報共有の仕組みを整備し、危機管理に努めなければなりません」という形でスルッと入れることぐらいはあってもいいのかなと思うのですが、そういうのを入れると文言としての整合性が取りにくくなりますかね。

○委員

ここへ入るなら結構ですけど、ただ、「仕組みを整備する」ということは危機管

理とニアイコールになるわけです。繰り返しになりますけれど、文章としてはそれほどおかしくはないと思います。

○委員長

文章としておかしくないとおっしゃってくださいましたので、「危機管理」という文言をそこに入れさせていただきたいと思います。

「市長等」という言葉が出てくるけれど、職員というものはわかりにくいのではないかということをご指摘いただきました。18ページの「市長等の役割と責務」のところは全部主語が「市長等」になっていますが、中身としては職員の皆さんに求めているような内容が非常に多いのです。「市民全体の奉仕者として、公平、誠実かつ効率的に職務を遂行する」というのは、地方自治法でもいわれているような話ですし、「広く市民の意見を聴け」とか「職務の遂行に必要な知識を習得してまちづくりを進めろ」とか、そういうことは基本的には職員にも求めていることで、「考え方」の説明のところにもそのへんは書かれていますのですが、「市長等」という文言にすると、そこに職員が含まれているということがぱっと見て理解しづらいからよろしくないというご意見です。

○委員

おっしゃる趣旨はよくわかるのですが、職員の方だけをここへ出すと、「市長等」に含まれている人を全部ここへ出さないとおかしくなるのです。なぜ市の職員だけが条例のなかで服務規程のようなことをここで書くのかという話になると思うのです。ですから市政の運営に関わる人たちの姿勢というものをここで統一的にさせていただいて、それを「市長等」という言葉で代表しているという表現にしておりますので、あえてそれだけ出すと、ほかの監査委員も選挙管理委員会も教育委員会も全部ここへ出してこなければいけない手法に変わっていきますので、「市長等」という形にさせていただいたということでご理解いただけないかなと思うのですけれど。

○委員

6ページの定義のところに「市長等」というのが述べてあるのですが、その補助機関のなかに職員も含まれますから、そういうことでここへ書いているわけです。

○委員長

あえて本文のなかに「職員」と入れたいのであれば、6ページの5番の定義のところの「市長等」に、「市長及び法律の定めるところにより設けている委員会または委員のほか、職員など、その補助機関を含みます」と、あえて例示をして「職員」と入れれば、市長等のなかには職員も含まれているのだなと、見ただけでわかるということになるかもしれません。補助機関のなかにはもともと概念として職員が含まれてい

ますよというのは、6 ページの下から4行目あたりに書いてありますが、どうでしょうか。

○委員

しかし、「補助機関」という文言はわかりづらいですね。「機関」というのを使っているところは少ないと思います。

○委員

職員によってまちづくりができるのだから、職員がいなければまちづくりはできないわけです。そこは定義上はっきりしておくべきではないかと思います。市長1人ではできないわけです。委員会が委員長だけでできないのと一緒で、やはり職員が大勢いてちゃんと責任を持ってやる。それがブレンだから、補助機関というとかawaiiそうだ。

○委員長

では、「職員など」を入れて、「市長及び法律の定めるところにより設けている委員会または委員のほか、職員など、その補助機関を含みます」にしますか。

— 同意 —

○委員長

それでは、とりあえずそういうことにしておきましょう。

○委員

これも本文の説明という形で公表されるのですね。説明の部分も付いて公表されるということですよ。

○委員長

条例そのものとしては、最終的には四角で囲まれている部分を基にしてつくられるのが条例です。ただ、実際に条例ができたあとに、四角で囲まれている部分だけだと一般の人たちには何のことかわかりにくいので、実際に市民の皆さんに、こんな条例ができましたよと知っていただくパンフレット状のものを市としてつくられるだろうと思います。その際には、今ここにあげているような説明が全部加わってきて、「ああ、そうか。これはそういう意味なんだな」という解説を入れていきます。なので、今の定義のところも、現在の案でいくと「職員」という文言は一切ない状態のままになってしまいますので、やはりそこはあったほうがわかりやすいということであれば、この四角のなかに「職員」という文言を入れて、「市長及び法律の定めるとこ

ろにより設けている委員会または委員のほか、職員など、その補助機関を含みます」というふうにしたほうが、一般の市民の方からすると見てわかりやすいのかなということです。

○委員

そのことは大賛成で、それでいいのですが、この説明のほうは、市民の方にわかりやすく説明する補助の部分なので、一部不親切なところもあるのではないかなと思います。こうやって条例の話をしていると何となくわかるのですが、例えばノーマライゼーションの理念とか、このへんは、「市民の声を聴く会」で回ったときに、何なのかと必ず聞かれそうなので、適当な日本語に置き換えたほうがいいと思いますし、ほかにも、通常みんなが使っているけれども、お年寄りとかそういうことに慣れていない方だと明らかに戸惑うような言葉があると思いますので、そういうのは極力避けたほうがいいのではないかなと思います。

ルールとか、アンケートとか、それぐらいいいと思いますが、17ページの「委員は夢とビジョンを持って」というのはカッコいいのですけれど、これも「将来への展望を持って」とか、正しい美しい日本語に置き換えるとより親切かなと。19ページの「コミュニティ活動」も、一般的な言葉になってきましたけれど、コミュニティって何だろうという意識もあると思いますし、22ページに「NPO」というのが出てきますが、これも、NPOって何だろうということにもなると思いますので、普通の日本語に置き換えたほうがいいのではないかなと思います。

○委員長

説明の部分については今まで全然議論していないのです。今はまだ、最終的にできあがったときに市がどういうふうに解説をしていただくかということの参考資料です。ただ、今までこの会議でさんざん皆さんからいろいろな意見が出てきたのを、ここではこんな意見があったよねとか、こんな声があったよねということをお忘れないようにメモ書き的に、例えば「夢とビジョンを持って積極的に行動しろ」と発言した人がいたよねということで、そのまま入っていますが、最終的な解説はこのままではないのでご心配いただかなくても大丈夫だと思います。

ただ、例えばノーマライゼーションとか、役所の人には当たり前を使う言葉でも一般市民でわからない人が結構いるという言葉については、使っていくときには気をつけて、できるだけわかりやすい解説冊子をつくっていただけるように、われわれとしてもここで確認をして、事務局にお願いをしておきたいと思います。

それでは、「市長等」は、定義のところで「職員など」というのを明記するという形でどうでしょうということ、それでよかったですか。

— 同意 —

○委員長

では、そういう形で言葉を加えることにします。

前文については、いろいろご意見をいただいています。まず1つは、「戦国時代」ではなくて「中世」のほうがいいのではないかとおっしゃっていただきました。「歴史をひもとくと、古くには紫香楽宮が置かれ、近世においては」と並べると、そこだけ「戦国時代」ではなくて「中世」がいいのではないかということです。そこはバランス的には中世でもいいかと思いますが、皆さんよろしいですか。

— 同意 —

○委員長

では、「戦国時代」を「中世」に変えたいと思います。もう1つ、「近世においては東海道の宿場町として、また城下町として」ということで、「城下町」という水口の話を入れてほしいというお話でしたが、これについてはどうでしょうか。

○委員

そこに水口岡山城跡がありますけれど、水口町の街並みはそのときにできているわけですから、ぜひ「城下町」を入れていただきたいと思います。甲賀市の1つのシンボルとして開発とか今やっておられますから、ぜひ入れていただければなと思います。

○委員長

「近世においては東海道の宿場町や城下町として」と、「城下町」という文言がここに加わることに反対される方はいらっしゃいますか。「いやいや、城下町は水口のほうで、ほかの地区は関係ないぞ」ということがあるかもしれませんが、それを言い始めたら、紫香楽宮だってそうだし、切りがないので、甲賀市のエリアのなかにあるものの1つとして城下町も入れておくということで、強いご希望があったので、よろしいですか。

○委員

反対ではないのですが、甲賀郡中惣をつぶしたのが城下町の始まりだと思しますので、ただ単に宿場町と城下町という形で並べることにしてもいいと思うのですが、そのあとに「郡中惣の輝かしき自治」という部分が出てきますので、そのあたりも踏まえたいので、「城下町」というのも今後のまちづくりの指針として1つ入っていますよという意味で入れておくということであれば、それでいいと思います。

○委員長

確かに郡中惣をつぶしたのは城下町を形成した方々だったのではないかというこ

とも歴史としてはありますが、今の甲賀に残っているものとして、郡中惣という自治の歴史もあったよ、城下町があって町割りができて地域が発展してきた部分もあるよ、それはそれぞれ歴史の一コマとして入れておくということによろしいでしょうか。

— 同意 —

○委員長

ありがとうございます。

もう1つ、「理想郷の実現」みたいな言葉が入らないだろうかということですが、「地域愛」も特出ししようといっていた、その「地域愛」に関わるところが前文のいちばん最後のところです。「私たちは、一人一人が郷土愛を持ち、自治の担い手としての自覚を持ってまちづくりに取り組んでいくために、この条例を制定しました」と書いてあります。そのへんにたぶん「理想郷」という話が入ってくるのかなと思います。

さかのぼって、まず「地域愛」については、「地域愛」ということで別の条文は設けずに、前文に含むというやり方はいかがでしょうということについて、ご意見をうかがうのを忘れていましたので、まずうかがいたいと思います。もしかすると「学びと教育」のところにも「地域愛」ということが少し入ってもいいのかなという気もしていたのですが、特にご意見がなければ、「地域愛」は前文のこの形で処理するというようにしておきましょうか。

— 同意 —

○委員長

ありがとうございます。そのうえで、「理想郷」というのがどこかに入らないだろうかという話ですが、仮に入れるとすると、前文の最後のところに、「私たちは、一人一人が郷土愛を持ち、自治の担い手としての自覚を持ってまちづくりに取り組み、理想郷を実現していくために」と、まちづくりに取り組んでいく先に理想郷が実現されというふうに入れるのが自然かなと思いますが、くどいかなとも思いますけれども、どうでしょうか。

条文としては、2の「目指すまちの姿」という、目指すための取り組みは全部まちづくりですから、目指すのですからまさにそれが自分たちの理想としているという意味となりますので、まちづくりに取り組んでいった結果、理想郷が実現されるのは論理としては整合性が取れていると思うので、入れるとしたらそこかなと思うのですが、特に反対はないようですね。では、そこに入れましょうか。

— 同意 —

○委員長

「まちづくりに取り組み、理想郷を実現していくために」とします。こうやって議論していくとどんどん文言が増えてくるので、文章が増えてきているような感じがしますけれど、しょうがないですね。

○委員

まず前文ですけれど、前回配っていただいたものには「日本国民」が入っていたのですが、今回の案には入っていないのです。ぜひそれを入れていただきたいと思えます。というのは、去年の第2回、第3回、第4回の会議でずっと、「条例化に向けて前文には日本国民としての誇りを持つことを挙げてほしい」という発言をしていました、第4回は「Aグループの意見として、絶対に入れていこうということを確認しました」ということで、去年からやってきたことがこれでは無になってしまいますから、ぜひ入れていただきたいと思えます。

それから7ページの図ですけれど、未成年の子どもと外国籍住民の間に線を引いていただきたいのです。甲賀市は1つの家みたいなものだと思うのです。家には住んでいる人がいて、時々遊びにくる隣のおじさんとかお婆さんがおられます。この条例は誰を中心に書くかということですが、たぶん外国籍住民の方をはばかって、「日本国民」というのが抜けているのかなと思ったのですけれども、ぜひ「日本国民」を入れていただきたいと思えます。家のことを決めるのは、そこに住んでいる住民が決めて、隣から遊びにきている方とか外から来ている方はそこへ参加してもらった方がいいと思うのです。だから自分の子どもと外から来ている方と同じレベルというのは、誰が見ても抵抗があると思えます。子どもは将来、甲賀市を担っていく子で、住民票もここにある、日本国籍の子です。その子と同じレベルで外国籍住民の方に、甲賀市の歴史を尊重してほしいと言っても、そんなのは知りませんということになるかもしれないし、その人たちに聞いたら、こんなのは守れませんということになるかも知れませんので、そこまで気を使わなくても、まずここに住んでいる人が十分に考えて、外国人の方も入ってもらってもいいですよという窓口は開けておいた方がいいと思うのです。そういう感じでここに1つ線を引いてもらった方がいいと思うのです。甲賀市の人に見てもらったら、おかしいのではないかという人がたぶん多いと思うのです。

○委員

今まで前文には「私たち日本国民として」という言葉があったのですが、作業委員会で、これでいいのかどうかということになったのです。前文というのは通常的には条例の一部になります。よく前書きというふうに受け取られるのですが、これは条例の一部です。そのときに、「私たち日本国民」というのは誰のことを指しているのかというと、これは主権者という意味です。ですから主権者以外の人は「私たち」に入らないということで、前回まではそういう形の書き方をしていました。

今回の「私たちのまち甲賀市」と書いてある「私たち」は誰を指しているかという
と、この条例に影響を受ける人から守る人まで、制限を受ける対象が「私たち」とい
うことになります。ですから主権者たる日本国民だけがこの条例の影響を受けるなら
ば、「私たち日本国民」でいいですが、でも違うのです。外国籍住民の方や一時的に
滞在される方もこの条例の秩序と条例の趣旨を守ってくださいと呼びかけているわ
けですので、ここの「私たち」は包括的な「私たち」にしないと、狭い意味での主権
者たる国民としての「私たち」では条例の趣旨になじまないということで、「私たち
日本国民」を抜いたのです。

○委員

前文の下から4行目に、「一人一人が郷土愛を持ち」とありますね。郷土愛という
のはどういうときに生まれるかということ、例えば仕事で1カ月とか2カ月滞在して郷
土愛というものは生まれるものですか。また転勤してどこかへ行くという人たちに、
「郷土愛を持ちなさい。それがあなたの義務ですよ」といっても、持てないのではな
いですか。まちづくりに参加したらいけないとは言っていないので門戸は開けてお
いて、まちづくりに参加をしてくださいと、それはどこかに書いたらいいわけです。
排他するわけではないのです。まちづくりには当然人の力があるから参加してもらっ
たらいい。しかし、去年の第2回の会議で「国家観の欠如」ということを発言して、
第3回、第4回でも同様のことを申しあげて、それを入れておくということをみなで
確認したわけですので、入れてもらいたいと思います。それがなかったら、「郷土愛
を持つ」を消さないとおかしくなってくるのではないですか。仕事で来て、また来月
どこかへ行くという人に郷土愛を持てといっても無理でしょう。外国人の方に、「あ
なたは郷土愛を持たないとだめです」といっても、なかなか持てないでしょう。なか
には持つ人もいるかもしれませんが、そのへんはどうなのですか。なにも排他は
しないのですけれど、やはり中心を考えておかないといけないと思うのです。

今申しあげていることが、それにつながると思うのですけれど、7ページの図は、
住民と子どもはこのコミュニティの中心になると思いますので、子どもと外国籍住民
の間に線を引いておかないとおかしいのではないかと。こういう表現だと耳障りがいい
し、そうしないといけないというのはよくわかりますけれど、現実問題としてこれで
住民投票になったときに、ここに線が引いてなかったら厄介なことになりますので、
1つ線を引いていただきたいなと思います。

○委員長

線を引くという話を聞いていて、よくわからないのは、この図はあくまでもこの条
例の理解のための図なのです。この条例で定義している言葉としては、「地域住民」
という言葉と、ここに関係することという「市民」という言葉です。地域住民とい
うのは何かということ、それぞれの地域に住んでいる人をいいますよということで、そ

これはまさに19ページの「区・自治会」の話を説明するために定義をしているわけです。区・自治会には外国籍住民の方にも入っていただいて、ちゃんとゴミ出しのルールとかを守ってもらいましょうね、ゴミの分別も一緒に協力してやっていきましょうねということをやっている区・自治会もあるわけです。そういうことを説明する定義として「地域住民」という言葉の定義があるわけです。だから、そのなかに外国籍住民の方も入っていないと逆に具合が悪いのです。もう1つは「市民」という定義があるだけなのです。この条例の案ではその2つしか定義をしていないのです。だから外国籍住民と未成年の子どもとの間に線を引く理由が逆にはないのです。この条例の理解ということでしょう。

委員がご懸念されているような住民投票のときにどうだこうだというのは、前にも議論しましたが、そのときに決めるのですから、今この条例の説明の図のなかには必要のない線ではないですか。そこでわざわざ線を入れるということが、この条例を理解していくうえで何のために必要なかがまったくつながってこない。その説明をいただけるとうれしいのですけれども。

○委員

外国籍住民の方のイメージだと思うのです。皆さんがどのようなイメージを持っておられるか。確かにルールを守って一緒に仲良くされている外国人の方もおられます。そういう人ばかりだったらこれでもいいのですが、現実問題として、例えば犯罪の問題とか、ルールを守らないとか、そういうことを実際に目にするのが多くないですか。これから5年後、10年後にルールを守る方ばかりが周りにおられたら何も心配はしませんが、こういう基本となる条例をつくるうえで、そのへんのところを今しっかり考えておかないと、あとで大変なことになるので、考えないといけないと思っているのです。

○委員長

先ほどからうかがっていると、例えばほんの数カ月ここに住んでどこかへ行くような転勤族の人たちはそもそも住民ではないんだという話は、それはどうも違うような気がしますし、外国人というのは犯罪を起こすような人たちだとおっしゃるけれども、別に外国籍の方だけに限って犯罪を起こすわけではなくて日本人でも犯罪を起こしている人がいっぱいいるわけで、検挙率でいうと外国人の方が高いといえるわけではないので、そういうことをあおって外国人だからちょっと排除しないといけないみたいなのは、むしろ逆に危険な思想なのではないかなという気もするのですけれど。

○委員

犯罪の発生率は、日本人を1としたら外国人の方は2倍とか3倍というデータがちゃんと出ております。私は中国人の友だちもいますし、外国人の友だちもいますし、

なにも排他するわけではないのです。国とか地域を守ろうというときには、そういう危険があるということを考えていかないといけないということです。

○委員長

それをこの条例のどこかに書くのでしょうか。要するに、条例のなかに全然そういうことが書いてないのに、なぜそこに線が引いてあるのかということなのです。個人的なご意見としては、個人の自由なのでどんなご意見を持っておられてもいいですけど、それとこの条例の理解とどう結びついているのかがわからないのです。外国籍の方は犯罪を起こす可能性が高いぞとか、そういうことはどこにも条例とは関係ないですよ。

○委員

そういうことで差別するわけではないのです。この条例は誰を対象としているかということなのです。教育でも国家観とか日本国民としての誇りというのが抜けていると思うのです。しつけとしては、まず家があって、地域があって、国があるわけです。そのへんの理解を子どもにもさせないといけないということを前にも話したと思うのですが、みんなでそういうことも意識しましょうということで、きちんと書いておかないと、そういうことを伝えるチャンスがないのです。甲賀市の基本的なルールをつくるというちょうどいいチャンスだから、そういうことも考えましょうということを入れても悪くないのではないかと思うのです。

○委員長

そうすると条文のどこをどう直すのですか。

○委員

前文のところに、「日本国民としての自覚とか誇りを持つ」というのを入れてもらいたいのと、「外国籍の方も入っていただいて、みんなで仲よくまちづくりをしましょう」、そういう感じです。

○委員

前回ここは私たちも異論があったのですが、時間的なこともあったので、作業委員会で「私たち」という形に変えさせてもらったのです。この条例で謳っている対象者と前文の「私たち」は一緒になければ整合性が取れないのです。前文だけは主権者たる日本国民のことを謳っていて、あとの条例のすべては外国人の方も含めたすべての方を対象としていると整合性が合わないのです。これは法的な部分でも合わないし、絶対にご指摘が出ます。前文で「主権者たる日本国民である私たち」という主権者のことを謳っているのに、なかの条例は主権者以外のことを謳ってあるじゃないか。ど

ういう整合性になるのだという議論に発展するのは必至だと思います。

ご趣旨はよくわかりますけれども、条例の対象とする人たちと前文の「私たち」は、先ほど前段でご説明をさせていただいたような対象の人になりますので、「日本国民として」という言葉はなじまないのではないかとということではずさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

それと「郷土愛」という部分は、一時的に滞在しておられる方はどうなんだというご指摘を受けたのですが、郷土に対する思い、その土地に対する思いは、すべて郷土愛だと思うのです。土地が違ったり、あるいは空気が違って、やはり愛する気持ちというのは、日本であろうが外国であろうが全部一緒の気持ちをもって私たちは旅をし、生活をしていると思うのです。その期間が長いか短いかをもって地域愛があるかどうかを区別するのは、ちょっと狭い意味にもちすぎておられるのではないかと思いますので、「郷土愛」という言葉を使っても特に異論はないかなと思います。

○委員

「郷土愛」という言葉は、外国籍の方の自分の国の郷土愛ということではなくて、甲賀市の郷土愛ということですよ。これは勝手にこちらが思っているだけで、1年間だけ来て、また帰られる方とか、逆になにか変な感じを持っておられる方もいるかもしれないのに、そういう方に、「郷土愛を持っていますか。持ってなかったらあきませんよ」とは言えないのかもしれないと思うのです。

○委員長

時間がすでに4時を回っております。今後のスケジュールのところに書いていただいておりますが、次回は10月2日にもう一度この場所で、今度は夜に会議があります。そのときには、いよいよ市民の皆さんの声を聴きにいきましょうというための素案を一度確定します。もちろん市民の皆さんの声を聴いたり、いろいろな方の声を聴いて、その後修正することはありますが、とりあえずわれわれとしての当座の案がこれですよというのがないことには市民の声を聴きにいけないので、それを10月2日には固めたいと思っています。

今、「市民」「地域住民」の定義のところの外国籍の話、前文のところ「日本国民」というのを入れるかどうかの話、前文でいっている「私たち」というのはそもそも誰を指しているのかという話、ここについては、空中戦みたいになってバトルをしていると、ほかの方にとっては「なんだ」という話になってくると思うので、一度皆さんで冷静になってもう一回議論を整理しないといけない部分もあろうかなと思います。なので、そのところについては、ほかの皆さんのご意見もあろうかなと思いますので、次回に持ち越して、10月2日に最終的に確認・決定をしたいと思っています。

すでに時間を超過しておりますが、もしかすると次回10月2日に、このことについても考えてくれ、ここが気になるよというところがあれば出していただきたいと思います。

います。今日はもう議論はできないと思いますので、こういうこともできれば考えてほしいのだという、枝葉末節の話はいっぱいあると思うのですが、大きなところで、ちょっとここだけはというのがあれば、項目として承っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

先ほど「市長等」というのはどういった意味ですかとお聞きしたのですが、なぜそれを聞きたかったかという、最後の「条例の見直し・推進」のところは、「市長等は、見直すことを検討します」となっていて、行政だけが見直しをしていくのかという印象を持ってしまいがちになるので、ここの部分を「適合したものかどうかの検討を進めます」とか、市民みんなの条例であるのだから市民という立場でも見直しを進めていくんだというような文言になればなと思いましたので、先ほど質問させてもらったのですが、そのことも含めてご議論を次回いただきたいと思います。

○委員長

31のところは「市長等」が主語なので、市民も含めてみんなで見直していけるかどうかということが気になるということで、文言を考えましょう。

○委員

10月2日はある程度確定したものが出てくるということなので、文章の表現の仕方については、「です・ます」調でいくというのはそれでいいと思うのですが、例えば13ページを見ますと、「努めるものとします」とか「努めます」、いろいろ混ざっているわけです。接続詞も「及び」とか「並びに」とかいろいろな表現の仕方がありますので、10月2日の資料についてはある程度そういった表現が統一されたものを出してもらえますか。

○委員長

そうすると、10月2日までにもう一度作業委員会で調整せよというご要望でしょうか。

○委員

そこまでは要望しません。

○委員長

文章としてそのへんが完全に整合性が取れているかといわれると、そうでないところがあるのは重々承知しております。最終的にはそこも全部整ってこないといけないと思いますが、このあと市民の声を聴いたりして手直しをしていく部分もありますの

で、提言書として12月ぐらいに市長さんにお渡しするまでにはそこは直していこうねということで、逆にどういうふうに直していったらいいかということもまたご意見を、それまでにお寄せいただければと思います。

○委員

それで結構です。

○委員長

よろしくお願いします。ほかに次回ここは議論してほしいというところはございますか。

○委員

住民投票についてお話をしたいと思います。

○委員長

前回もさんざんご議論して結論が出たところですが、もう一度というと、今度はどういう観点からですか。

○委員

時間がないので、それは次回申しあげます。

○委員長

すでに皆さんとしては結論が出ているところなので、新たな論点があるのであれば。

○委員

あのときに半分ぐらいの方は住民投票を書くのをやめておこうという話もあったのです。書いておこうという意見もあったのです。2つの意見があって、そのときに委員長は、住民投票というのはアンケートみたいなものだから、そんなに深く考えなくてもいいのではないかと。アンケートだから、それで決めるものではないからという意見で、たぶんみんな落ち着いたのだと思うのですが、事例をよく見たら、住民投票というのはそんな生易しいものではないのです。

○委員長

深く考えなくてもいいとは言っていないよ。法的には住民投票というのは、あくまでもそれに拘束力は持たせられないので、それを尊重するという意味ではあります。

○委員

法律上はそうですが、現実にもし住民投票の結果と反対のことを為政者がしたら、えらいことになります。

○委員長

例えば三重県伊賀市のように、皆さんが住民投票に関心を持ってなくて投票率が低い場合には開票もしないというようなやり方をするところもありますね。だから、どういうやり方をすることも含めて、それはそのときに決める人に委ねましょうということ、これの議論は終わったわけです。

○委員

あのときに、住民投票はなしにしようという意見もあったのに、そのへんは、アンケートみたいなものだからというので決まったみたいなのところがありますから、もう少し話をさせてもらいたいなと思います。あのときは、甲賀市は住民投票なんかいらぬ。そんな揉める市ではないのだから、やめておこうという話があったと思うのですけれども。

○委員長

なしでもいいじゃないかという意見もあったけれど、やはり書いてほしいという人もあったのです。だから、実際に住民投票の仕組みとしてはここで書くことはやめておこうと。そこまではしないよと。実際に住民投票をやるか、やれないかというのは、そういう制度をつくらぬとできないのだけれど、それはそのとき本当に必要だと思った人が制度をつくれればいいじゃないかということですよ。ここに今書いてあるのは。

○委員

住民投票と書くのをやめておこうという話もあったと思うのです。そのときに委員長がアンケートみたいなものだからいいんじゃないかと。

○委員長

今これだけの人数がいるわけですから、このなかで100%全部が自分の思っているとおりの人なんて誰もいないわけです。だから住民投票ということをもったく書かぬというのは、委員の願いとしては100%かもしれませんが、その一方で、住民投票というのは標準装備として絶対に断固として書いてほしいという方もおられるわけです。そのなかで、住民投票ということをもったく書かぬのは、嫌だという人もいるからやめておこうよ。けれど住民投票というものの可能性をもったく否定するのもおかしいから、そこまでは書いておこうよというところで、さんざん

みんなで議論して決めたわけです。

意見が分かれていたというのも承知しています。住民投票は書かないほうが良いという方がいたのも承知しているけれども、そのなかで、このへんだったら皆さんが合意できるよねとって合意をしたわけです。だから、それを覆すだけの新たな論点をお出しただけならまた議論しますが、今おっしゃっていることはこれまでおっしゃっていたことの繰り返しではないですか。新たな論点がないなかでまた同じことを何回も繰り返すと、それ以外のことを議論する時間が取れなくなってくるのです。だからそこは委員もご納得いただかないと、全部自分の思っているとおりにしようというのは無理です。

○委員

そんなことは思っていない。時間が長くなるから今度発言しますが、住民投票が標準装備という考え方もちょっとおかしいと思うのです。この会議が始まったときに、基本条例というのは何のことかわからないので、委員長に何か見本を見せてくださいといたら、見本というのはありません。みんなでつくってください。甲賀市の特徴のあるものをつくってくださいという話だったのです。甲賀市の特徴として、よその市は住民投票をつくっていても、うちはつくらなくてもいいし、最高規範でなくてもいい。そういう意味で、委員長ははじめに見本を持ってこられなかったと思うのです。

だから、もっとちゃんと話をしたら、住民投票みたいなものはいらんと思ってる方がたくさんおられると思うのです。あのときは委員長がアンケートみたいなものだからいいのではないかと、それで住民投票はいらんと思っていた人もいいと思っただけでも、現実問題が、住民投票で市民がこっちにしようといっても、議会で逆になるとか、鳥取市も市庁舎の関係で、もめるもとになるのです。そういうことも実際問題あるということ調べてきたら、本当にどうなのかなということ思ったので。

○委員長

今回はとりあえず「市民の声を聴く会」に持っていくための最終案を決めたいと思います。そういう意味では、とりあえず次回で、また市民の声を聴いたあと修正をしますけれども、一旦議論はおしまいにするわけです。そういうことを考えて皆さんには、これまでの議論の経緯も踏まえたうえで、次回どういうふうにとまとめたら、ここにおられる方が納得できるものが得られるのか、一人一人考えてきていただきたいと思います。

とにかく全部の条文について最終的にこれでいいですねということを皆さんで確認したいと思いますが、住民投票については今のご意見もありましたので、もう一度、住民投票のまとめは今の文言でいいのかどうかということを考えてきていただければと思います。それでよろしいですね。

○委員

第4回のときに委員長がおっしゃっているのですが、意見が分かれたときには多数決ではない。両論を併記することもあるし、また盛り込まないこともある。こういうことをおっしゃっていますから、これはぜひ尊重していただきたいと思います。

○委員長

意見の取りまとめ方の可能性として第4回でそういうふうに申しあげていると思いますが、大方の委員がこれでいいですよと納得しているときに、まったく書かないということはたぶんあり得ないと思います。だから「基本的な考え方」の説明のところに、ここに対してはこういう議論もありましたみたいな書き方を書いているケースもありますので、そういった形でまとまることもあるかもしれません。すべては次回皆さんでご議論いただいたうえで最終的には固めたいと思っております。よろしいでしょうか。

○委員

19の「協働によるまちづくり」の説明のところに、「対等な立場で協力し、行動することが必要と考えます」とありますが、市民は議会とか市長等と対等ではないのです。というのは、市長等は給料をもらっておられますし、議員さんも給料をもらっておられますが、協働によって、われわれは一生懸命に市職員の仕事をしています。われわれはボランティアでやっているわけです。お金は一切もらっていない。ですから「対等な立場で協力し」という文言はちょっとおかしいのではないかと。

自治振興会は、3年前の市民税の3%をいただいて、23の自治振興会に平等割、人口割、世帯割等々で配付していますけれど、そのなかには固定的な事務加算金も入っています。そういうことを考えると、市職員の仕事を自治振興会が受け皿としてやっているわけです。そこを対等といわれると、ちょっと疑問が湧いてくるのです。そこを皆さんに考えていただきたいのです。市職員は給料をもらっているのですから仕事をするのは当たり前で、われわれはボランティアで一生懸命こうやっているのです。いくら定年退職して仕事がなくても、そこを対等といわれると、どうなのかなと。そこは皆さんどう思っておられるかというところを考えていただきたいのです。

○委員長

ここは説明文のところですから、条例の本文ではないので、対等ということに疑義があるのだったら説明のやり方を考えていってもいいのかなと思いますが、そういうご意見があったことに対応していきたいと思います。

○委員

作業委員会でもずいぶん議論したのですが、17番の「区・自治会」とか18番の

「自治振興会」は、市民説明会でいろいろな意見をいただけるのかなと思います。今、「協働」のところで対等というのはおかしいのではないかというご意見がありましたけれど、区・自治会、もしくは市が提案させていただいて市民自らがつくっていただいている自治振興会、このあたりのある意味定義づけにも関わりますので、皆さんにもう一回このへんのことを考えてきていただいたらありがたいなと思います。

○委員長

この条例ができあがったときには、「区・自治会」とか「自治振興会」とかそのへんの話が、実際に動いている人たちにとって最も影響が出てくる部分だと思います。残念ながら今までそのへんの議論が、ほかのところの議論に非常に時間を割いていたという影響もあって、あまりできていなかったので、「区・自治会」とか「自治振興会」の条文は、皆さんがそれぞれの地域でいろいろな活動をしていくのに活動しやすいのか、あるいは少なくとも活動の妨げにならないかということを見ておいていただく必要があろうかなと思います。ありがとうございます。

○委員

次の会議のときまでに考えていただきたいということで、作業委員会のほうからお願いします。32ページの30番の「説明責任」のところは、作業委員会でだいぶ協議の時間を費やしました。これは「説明責任」と書いてありますが、例えば何かの事業をしたり工事をするとき、市のほうから地域の住民の皆さんに説明会を開いたり、計画段階からお話をするタイミング、それをどう開いていくかということが謳ってあるのです。

ここは大変重要な部分で、入り込みすぎて計画段階から説明していると、青写真の段階で反対があれば前へ進まないで行き詰まってしまう。逆に知らせるのが遅かったら、なぜそういう計画があるのに黙っていたのか、もっと早い段階からなぜ教えてくれなかったのかと問題になります。そのタイミングが、地域で非常にもめて住民運動のもとになっているのです。ここは非常に大事な部分でして、どの段階で説明責任として情報公開をしていくのか、そこのタイミングの部分に謳っている条項なのです。ここの部分について、今日は時間がないので、もう一度これでいいのかどうか、お考えを聞かせていただきたいと思います。

24ページの22番の「国・県・地域との関係」ですが、前回の会議では、「国・県と市との関係については対等」という言葉では地方自治体を謳いにくいということでしたので、今回は「地方自治の本旨に基づいた適正な関係」という言葉に修正をさせていただきました。これが本来の国・県・市の地方自治の関係をつなげる言葉として適正かどうかということも検討いただければと思います。5～6字で国・県・市の関係を書けというのは、大学の試験問題より難しいような宿題でしたので、先生にいろいろご指導いただいてこういう形にさせていただいたということですが、これで適

正なのかどうかお考えいただければと思います。

○委員長

作業委員会から2点お話をいただきました。今、皆さんから積み残しで、ちょっとこれを考えてほしいと出していただいたものを含めて、次回、最終的に皆さんで合意を得たいと思っております。これまでさんざん議論してきた挙げ句に、合意ができないからあれもこれも書かないというのでは、何のための議論かわからなくなりますので、できるだけ合意のできる方向で皆さんお考えいただければと思います。

では、次第の4番の「意見交換」はとりあえず以上とさせていただきますよろしいでしょうか。

— 同意 —

■ 5 今後のスケジュール

○委員長

それでは、5番「今後のスケジュール」にまいりたいと思います。事務局からご説明をお願いします。

○事務局

本日はありがとうございます。5番の「今後のスケジュール」ですが、委員長からもありましたように、次回は10月2日、こちらの場所で、今度は夜の7時から9時になっております。次回でまとまらないということがあっては困るのですが、予備日を10月31日、本日と同じ時間の昼の2時～4時、この場所を仮で押さえております。以上が今後のスケジュールでございます。

○委員長

10月2日木曜日はここに書いていただいているとおりですが、もう1日予備として10月31日午後2時もこの場所を押さえてあるということです。基本的に10月2日は、とりあえずの形を皆さんで合意をしまして、そのあと、これをさまざまな団体とか議会に事務局のほうで持っていくことになろうかと思っております。10月31日にもし集まるとしても、皆さんにはそれぞれ「市民の声を聴く会」で説明していただかなくてはいけないわけですから、そのための打ち合わせの会も必要になってこようかと思っておりますので、10月31日は基本的には「市民の声を聴く会」の打ち合わせをするという、そのつもりで時間配分をお考えいただきたいと思います。

■ 6 その他

○委員長

それでは、次第の6番「その他」にまいります。その他ということで、「市民の声を聴く会」実行委員会からご報告があります。

○委員

皆さん、お疲れ様です。今日も2時間半の議論になっておりますが、いよいよ「市民の声を聴く会」を実施していくにあたりまして、8月28日に委員会を開催しましたので報告をさせていただきます。

今配っていただいておりますが、策定委員の皆様を勝手ながら旧町ごとに分かれて5班体制にいたしました。「市民の声を聴く会」の趣旨は、市民へこの骨子素案を伝えるということと、骨子素案に対する市民の声を聴くということ、この2点が趣旨となっております。

この趣旨に基づいて、開催場所は自治振興会エリア、23学区を中心に開催していきます。趣旨説明や条例概要の説明、質疑応答など約1時間半から2時間を考えております。

市民が加わって策定してきました自治基本条例でありますので、「市民の声を聴く会」は私たち市民委員が中心となって進行していきたいと考えています。そのようなことを申しあげますと、市民委員の方々にはご負担を感じられることもあるかと思いますが、庁内委員さんや委員長、副委員長のサポートに基づいて、この5班に分かれて「市民の声を聴く会」を開催していきたいと思っております。詳細についてはこれから委員会で詰めさせていただきます。

ここでご意見をお聞きする時間がないので、もし何かございましたら、直接、私のほうか、事務局のほうに提案やアイデアなどございましたら寄せていただきたいと思います。皆様ご協力をよろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。「市民の声を聴く会」は全員が出て話をするというのは大変ですので、分担をしようじゃないかと。あまり遠いところに話をしに行くのも大変なので、基本的には皆さんのお住まいの地区周辺でそれぞれ説明の役割を担ってもらおうということで、実行委員会のほうでグループ案をつくりましたというご報告でした。何かこれについてご意見がある方は、事務局なりにお寄せいただきたいと思います。それ以外に事務局から何かございますか。

○事務局

このあと「市民の声を聴く会」の皆さんにお集まりいただきたいと思います。以上です。

○委員長

それでは、これが終わったあと「市民の声を聴く会」実行委員会の委員さんには残

っていただいて、もう少し相談をとということではありますが、併せて、申し訳ありませんが、作業委員会の委員さんも、今日完全には固まりませんでしたので、次回に向けて作業委員会として何らかの作業をするのかしないのかということも含めて打ち合わせをしたいと思いますので、作業委員会の皆さんも、申し訳ないのですが、この場にお残りいただきたいと思います。

ほかに特に皆さんからよろしいでしょうか。

— 特に発言なし —

■ 7 閉会

○委員長

それでは、本日も副委員長から、締め言葉をいただいて、閉会としたいと思います。よろしくをお願いします。

○副委員長

本日も時間を超過しましたが、皆様方ありがとうございました。多くの皆さんの貴重な意見を聞きながら条例ができていくという姿、これはほかの市町村ではなかなかない部分ではないかと思っています。

今日は、先ほどお話をさせていただきましたように数えること16回。私たち市民の委員も、これだけ市の関係でお願いされている会合に出るという機会、合併前から考えてもなかったのではないかと思うぐらい、すごい回数を重ねて皆様方をお願いしなければならないという、非常に重要な部分があるのではないかと思っています。皆さんの熱い思いを条例のなかに活かしていくという、この作業は非常に難しい作業でもあります。見識のある皆様方のお考えを、何とか市民の皆様にご理解いただくように条例の言葉にしていくという、この作業がいちばん難しいというふうに私自身も思っております。そういう形のなかで、皆さんのより高い見識をまた一段と発揮していただければありがたいと思っております。

今後、またいろいろ段取りをいただく部分があるかと思いますが、よろしく願い申しあげまして、簡単でございますが、本日の終わりの言葉に代えさせていただきます。本日は誠に疲れ様でございました。